

請願・陳情における手続のオンライン化に係る検討事項等

1. 請願・陳情の提出等にかかる手続について

	検討項目	現行 (紙文書で提出)	改 正 案		
				改正内容	特 記
請願・陳情共通事項	1 提出方法 ・ 請願書・陳情書 ・ 請願・陳情の撤回 ・ 請願の陳情切替申出	来庁・郵送		電子申請システム	
	2 提出者の本人確認の水準	本人確認なし	【案①】	電子証明書（マイナンバーカード）の利用	
			【案②】	運転免許証等各種証明の添付	
			【案③】	本人確認なし	
	3 住所、請願・陳情（代表）者名の記載方法	請願書・陳情書等に記名する。		請願書・陳情書等データに記名する。	
	4 署名簿の提出方法 ※署名簿がある場合	紙文書で提出	【案①】	紙文書で提出する。（現行のまま）	
請 願	5 議長から提出者への審査結果の回答書送付方法	回答書を紙文書で送付	【案②】	オンラインで提出する。	・ 以前提出された署名簿データの送付等、データが使い回しされる可能性がある。 ・ 電子申請システム上、データ容量の制限あり。
				回答書をオンラインで送付する。	・ 堺市文書規程の改正（令和7年4月1日）により、特に押印が必要なものとして定める文書以外は公印（電子署名）不要。
	6 オンライン提出の締切期限	締切日の執務時間まで	【案①】	締切日の執務時間までとする。 （午後5時30分到着分まで）	
			【案②】	締切日当日までとする。 （締切日翌日の午前0時前までに到着）	
	7 紹介議員の取扱	請願書に署名・記名押印する。		請願者が請願書データに紹介議員を記名する。	
	8 紹介議員の本人確認	請願書に署名・記名押印する。		請願書受付後、紹介議員に対し、紹介議員になっていることの意味確認を口頭で行う。 （議会局から）	
	9 紹介議員の意思確認が取れない場合の対応			請願書として受理しないものとする。 （請願者へ陳情書として受理する旨を議会局から伝達）	

2. 請願・陳情の意見陳述にかかる手続について

	検討項目	現行 (紙文書で提出)	改 正 案		
				改正内容	特 記
請願・陳情共通事項	1	提出方法 ・意見陳述申出書 ・意見陳述者変更申出書 ・意見陳述申出取り下げ書	来庁・郵送	電子申請システム	
	2	提出者の本人確認の水準	本人確認なし	【案①】 電子証明書（マイナンバーカード）の利用	
			【案②】	運転免許証等各種証明の添付	
			【案③】	本人確認なし	
	3	住所、請願・陳情（代表）者名の記載方法	意見陳述申出書等に記名する。	意見陳述申出書等データに記名する。	
	4	議長から提出者への意見陳述許可・不許可通知書の送付方法	通知書を紙文書で送付	【案①】 通知書を紙文書で送付する。（現行のまま）	・堺市文書規程の改正（令和7年4月1日）により、公印を押印する文書の要件の一つである「特定の事実を公印の押印により証明する必要があるもの」に該当すると判断する場合は、公印押印要。
			【案②】	通知書をオンラインで送付する。	・【案①】特記に記載のとおり公印押印要と判断する場合、議長の電子署名が必要となる。その場合、電子署名を行う方法について要検討。
	5	オンライン提出の締切期限	締切日の執務時間まで	【案①】 締切日の執務時間までとする。 （午後5時30分到着分まで）	
			【案②】	締切日当日までとする。 （締切日翌日の午前0時前までに到着）	